

大 私 審 第 2 号  
令 和 2 年 8 月 6 日

大阪府教育長 酒井 隆行 様

大阪府私立学校審議会  
会長 開 沼 太 郎



中学校の収容定員に係る学則変更等について（答申）

令和2年7月13日付け教私第1911号で諮問のあった事項については、  
令和2年7月30日開催の大阪府私立学校審議会7月定例会において、下記の  
とおり結論を得たので答申します。

記

- 第1号議案 大阪学芸高等学校附属中学校の収容定員に係る学則変更の件
- 第2号議案 大阪学院大学高等学校の収容定員に係る学則変更の件
- 第3号議案 上宮太子中学校の廃止の件
- 第4号議案 大阪産業大学附属中学校の廃止の件
- 第5号議案 向陽台高等学校の学則変更の件
- 第7号議案 大阪朝鮮中級学校の廃止の件
- 第8号議案 大阪朝鮮高級学校の目的変更及び収容定員変更の件

慎重審議の結果、以上の件について適当である。

- 第6号議案 大阪ファッションアート専門学校の目的変更の件（継続審議）

慎重審議の結果、以上の件について継続審議とする。